大竹市生涯学習指導者人材バンク運営要項

（目的）

第１条　大竹市生涯学習指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）は、自らの経験、知識、技能等を生かしたいという者及び団体を募集及び登録し、その情報を提供することにより、市民の生涯学習活動を推進することを目的とする。

（事業）

第２条　人材バンクは次の事業を行う。

（１）　人材の登録に関すること

（２）　人材情報の管理及び提供に関すること

（３）　人材の活用推進に関すること

（４）　その他人材バンクに関し必要なこと

（運営）

第３条　人材バンクの事務局は、大竹市教育委員会生涯学習課に置く。

（登録・更新）

第４条　人材バンクに登録しようとする者及び団体は、「大竹市生涯学習指導者人材バンク登録申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、提出する。

２　申込書の提出に代えて、電子申請による申し込みもできるものとする。

３　事務局が、申込内容を適当と認めたときに、人材バンクに登録する。

４　人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、人材バンクを利用して営利活動、政治活動、宗教活動を行ってはならない。

５　事務局は、隔年度末に登録者に対し、登録更新の意思確認を行う。

（利用）

第５条　人材バンクを利用できる者は、市内在住、在勤の個人または団体とする。

２　人材バンクの利用を希望する者は、「大竹市生涯学習指導者人材バンク登録情報一覧」を閲覧し、直接登録者と交渉し、双方の合意に基づいて利用する。

（事故及び損害）

第６条　人材バンクの利用に伴い発生した事故及び損害については、事務局は責任を負わないものとする。

（その他）

第７条　このほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要項は、令和６年５月２日から施行する。

（経過措置）

２　この要項の施行の際現に運営されているらんらんサポーター（大竹市ボランティア指導者人材バンク）の登録者は、この要項の規定により登録されたものとみなす。